【様式②】

政策会議　議事概要

開 催 日	令和4年2月7日	場　所	本庁４階　会議室
出 席 者	☑ 市　長　☑ 副市長　☑ 教育長 ☑ 市長公室長　☑ 総務部長　☑ 市民生活部長　☑ 健康福祉部長　☑ 産業部長 ☑ 農業委員会事務局長　☑ 建設部長　☑ 一宮市民局長　☑ 波賀市民局長　☑ 千種市民局長 ☑ 教育部長　☑ 会計管理者　☑ 議会事務局長　☑ 総合病院副院長兼事務部長		
議　題	宍粟市スポーツ施設条例の一部改正について		
現　状	ミニアリーナさつきは、宍粟市スポーツ施設条例上のスポーツ施設として、市民及び中学校部活動の卓球場として利用されている。		
課　題	学校敷地内にあるスポーツ施設であるため、学校行事との調整等が必要な場合がある。 また、昨今のコロナ禍における施設使用運営方針等により、利用制限があった場合、スポーツ施設の利用と学校施設の利用の扱いに違いがある。		
決 定 事 項	ミニアリーナさつきを、学校体育館とする。 使用料は、宍粟市立学校施設等の使用に関する条例による。 使用料の変更 ・ミニアリーナさつき　500円／時間 ↓ ・学校施設体育館使用料　1,200円／８時から12時まで （13時から17時まで、18時から22時までも同様） 2,400円／８時から17時まで （13時から22時までも同様） 3,600円／８時から22時まで		